

児童発達支援事業所 みどりの家

(支援の必要な)

未就学児のための通所支援



ご利用のご案内

☆対象となるお子さん

小学校入学前のお子さん

心身の発達がゆるやかで何らかの支援が必要な

お子さん

- * 手先が不器用
- * 落ち着きがない
- * まなざしが合わない
- * 運動が苦手
- * ことばの意味が理解しにくい
- * やりとりが上手にできない
- * ことばがはっきりしない
- * ことばが少ない
- * 聞こえが悪い

☆ サービスの内容

児童福祉法に基づくサービスの一つです。

発達のゆっくりなお子さんに対して日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な発達支援、ハビリテーション、家族支援、地域支援を行っています。

☆ 定員 10名

☆ 利用日

9時から16時(月～金)

☆ 休日

土日、年末年始 国民の祝日、

(12月29日～1月3日は利用できません)

☆ 通所方法

保護者の方による送迎

☆ 指導形態

親子指導

集団指導

個別指導



1日の流れ

9:30 登園・朝の準備

トイレ 手洗い

9:45 朝の会

10:00 個別療育

10:45 集団療育 運動遊び

ひよこグループ 親子遊び

ひばりグループ 設定遊び

(リトミック週に1回)

12:00 お弁当 摂食指導後歯磨き

12:30 歯磨き

13:30 保護者との懇談

子どもは自由遊び

14:00 お帰りの準備 降所

14:30 個別療育

16:00

利用1年目は主に親子療育が中心

年長児は親子分離指導



ご利用の流れ

利用には事前の見学・相談が必要です。

1. ご連絡ください

お子さんの様子などお聞かせください。

2. 面接・見学

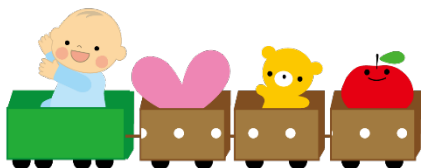
初回は保護者の方との面談だけでも構いません。

3. ご利用される場合は市町村の発行する「障害児通所受給者証」がいます。

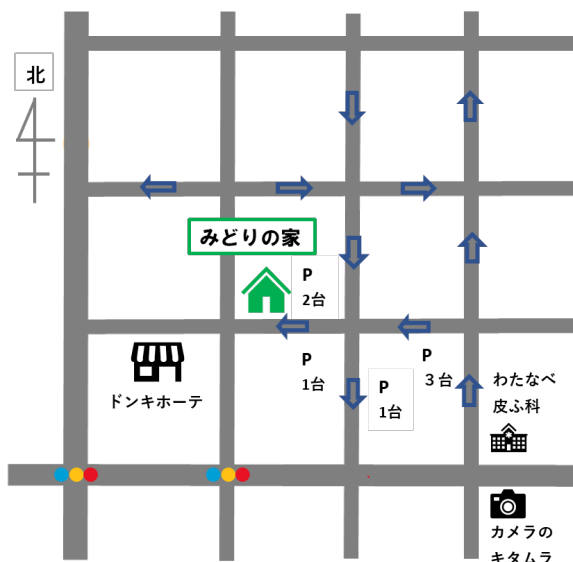
①相談支援事業所でサービス利用計画書を作成してもらってください。

②作成した計画書をお住いの市町村の障害福祉課に提出してください。

4. 受給者証が主にお手元に届いたら ご利用契約となります。



交通案内



協力医療機関

医療法人聖徳会小笠原内科・
岐阜在宅ケアクリニック

児童発達支援事業所みどりの家

〒500-8462 岐阜市加納神明町5丁目7-1

☎・FAX 502-201-2900

指定児童通所施設

児童発達支援事業所みどりの家

笑顔いっぱい 元気いっぱい

のびのびのぼそう あなたの芽



あなたはあなたでいいよ

あなたの素敵な個性を強みにしよう
あなたらしさを伸ばし

「できる」「わかる」だから
「楽しい!!!」
をみどりの家が応援します